

政令第三百八十六号

地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）の施行に伴い、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条の四」を「第三十五条の四の三」に、「第四十条・第四十一条」を「第四十条―第四

十一条」に、

「第七節の二 軽油引取税（第四十三条―第四十三条の二十）

第八節 自動車税（第四十四条・第四十五条）

「第八節 軽油
第九節 自動
第十節 鋤区
第十一節 道

引取税（第四十三条―第四十三条の二十）

車税（第四十四条―第四十四条の三）

に、「第二節 固定資産税（第四十九条―第

税（第四十五条）

府県法定外普通税（第四十五条の二―第四十五条の二の五）」

五十二条の十五）」を
「第二節 固定資産税（第四十九条―第五十二条の十七）

第二節の二 軽自動車税（第五十二条の十八）」

に、「第五十四条―第五

十四条の十一」を「第五十三条の八―第五十四条の十一」に、「第三章の二及び第三章の三 削除」を

「第
第

三章の二 狩猟税（第五十五条）

に、「第五十六条の十三の二・第五十六条の十三の三」を「第五十六条

三章の三 削除

」

の十一―第五十六条の十三」に改める。

第七条の四の六の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第七条の四の七 道府県の徴税吏員は、法第二十六条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物

件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は

居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第二十六条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第七条の十九第七項中「（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）」を削る。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の九第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の五の二第五項」、「、第四十二条の七第七項」、「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

第八条の十第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の十二第一項中「第五十七条第五項」を「第五十七条第六項」に改め、「同条第四項」の下に「及び第五項」を加え、同条第三項中「含むものとする」を「含むものとし、同条第三項の規定によりないものとされたものを含まないものとする」に改め、同条第四項中「同条第四項」を「同条第五項」に改める。

第八条の十三第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の十四中「第五十七条第八項第一号」を「第五十七条第九項第一号」に改める。

第八条の十五中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改める。

第八条の十六中「七年以内」を「九年以内」に、「合併法人等七年前事業年度等開始日」を「合併法人等九年前事業年度等開始日」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「被合併法人等七年前事業年度開始日」を「被合併法人等九年前事業年度開始日」に改める。

第八条の十七第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の十八中「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改める。

第八条の十九中「七年以内」を「九年以内」に、「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に、「被合

併法人等七年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」に改める。

第八条の二十第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の二十一中「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に改める。

第八条の二十二中「七年内」を「九年内」に、「合併法人等七年前事業年度等開始日」を「合併法人等九年前事業年度等開始日」に、「前七年内事業年度」を「前九年内事業年度」に、「被合併法人等七年前事業年度開始日」を「被合併法人等九年前事業年度開始日」に改める。

第八条の二十三第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第八条の二十四中「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に改める。

第九条中「七年内」を「九年内」に、「合併法人等七年前連結事業年度等開始日」を「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」に、「前七年内連結事業年度」を「前九年内連結事業年度」に、「被合併法人等七年前連結事業年度開始日」を「被合併法人等九年前連結事業年度開始日」に、「合併法人等七年前事業年度等開始日」を「合併法人等九年前連結事業年度等開始日」に改める。

第九条の七第十二項第二号イ中「同令第四百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用

して計算した金額。」を削り、同条第二十七項中「又は第四項に規定する申告書」を「、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書」に、「当該申告書」で」を「当該申告書又は更正請求書」に、「の記載があるものを提出した」を「を記載した総務省令で定める書類の添付がある」に、「当該申告書を」を「当該申告書又は更正請求書を」に改め、「連続して」を削り、「金額に関する事項の記載」を「金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付」に改める。

第九条の八の二及び第九条の八の三第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

第九条の八の四の見出し及び同条第一項並びに第九条の八の五の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十六項」を「第五十三条第三十五項」に改める。

第九条の八の六（見出しを含む。）中「第五十三条第三十七項第三号」を「第五十三条第三十六項第三号」に改める。

第九条の八の七の見出し及び同条第一項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第三十八項」に改め

る。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第三十八項」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十九項」を「第五十三条第三十八項」に、「同条第三十七項」を「同条第三十六項」に改める。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十項」に、「同条第四十項」を「同条第三十九項」に改め、同条第二項及び第三項中「第五十三条第四十一項」を「第五十三条第四十項」に改める。

第九条の九の六第一項中「第五十三条第四十二項」を「第五十三条第四十一項」に改める。

第九条の九の七第一項第一号中「第五十三条第三十項」を「第五十三条第二十九項」に、「同条第三十二項」を「同条第三十一項」に、「同条第三十三項」を「同条第三十二項」に、「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第三十項」に改め、同項第二号中「第五十三条第三十項又は第三十一項」を「第五十三条第二十九項又は第三十項」に改める。

第九条の十五第一項の表八月の項中「第五十三条第四十項」を「第五十三条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改め、同表十二月の項及び三月の項中「同条第四十項」を「同条第三十九項

」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に改める。

第二十条の二を次のように改める。

(徴税吏員の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第二十条の二 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の七第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の七第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第二十条の二の十一中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」とあるのは「掲げる金額」と、同条第一号中「同項」とあるのは「地方税法(」を「(同項」とあるのは「(地方税法(」に改め、「第百十七条の二中「掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額」の下に「(同項第三号に掲げる場

合に該当する場合には、第一号に掲げる金額)」を加える。

第二十条の二の十七第一項中「第二十一条の九第一項」を「第二十一条の八第一項」に、「第二十一条の九、」を「第二十一条の八、」に改める。

第二十条の三第一項及び第二項を次のように改める。

法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人以外の法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

法人税法第五十七 七条第一項	この項 に算入された	この項又は地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項又は個別帰属損金額(第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。)に算入された
第五十九条第二項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十	

	<p>第五十八条第一項</p>	<p>九条第二項</p> <p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十八条第一項</p>
<p>法人税法第五十七 七条第二項</p>	<p>欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、第四項、第五項又は第九項</p>	<p>未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（この項又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被</p>

	<p>合併法人等個別欠損金額」という。)をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項</p>
<p>次項及び第八項</p>	<p>以下この目</p>
<p>欠損金額に限るものとし、前項</p>	<p>欠損金額等(同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項</p>
<p>損金の額</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p>
<p>除く。以下この項において「未処理欠損金額」という</p>	<p>除く。)をいう。以下この項において同じ</p>
<p>前項の規定の適用</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用</p>
<p>未処理欠損金額(当</p>	<p>未処理欠損金額等(当該</p>

該	当該未処理欠損金額	金額)	未処理欠損金額にあつては	生じた欠損金額とみなす
	当該未処理欠損金額等	金額。以下この項において同じ。) (被合併法人等欠損金額に限る。)	未処理欠損金額等(被合併法人等欠損金額に限る。)にあつては	生じた欠損金額とみなし、当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等(被合併法人等個別欠損金額に限る。)は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前九年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度(当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等(被合併法人等個別欠損金額に限る。)にあつては、当該

		合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額 とみなす
法人税法第五十 七条第三項	前項に 未処理欠損金額 掲げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた前項に 未処理欠損金額等 掲げる欠損金額等
法人税法第五十 七条第三項第一 号	第一項 欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により 読み替えられた第一項 損金の額又は個別帰属損金額
法人税法第五十 七条第三項第二 号	欠損金額	欠損金額等

		法人税法第五十七 七条第四項	
掲げる欠損金額	第一項の規定の適用 欠損金額（第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項、次項又は第九項の規定によりないものとされたものを除く。以下この項及び次項において同じ。）	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用	欠損金額等
掲げる欠損金額等			

法人税法第五十 七条第四項第一 号	欠損金額（第一項 損金の額	欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項 損金の額又は個別帰属損金額
法人税法第五十 七条第四項第二 号	欠損金額	欠損金額等
法人税法第五十 七条第五項	第五十九条第一項 第一項の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十九条第一項 同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定
法人税法第五十 七条第六項	場合又は という。）	場合若しくは という。）又は第一項の内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合若しくは同項の内国法人との間に完全支配関

	<p>係がある他の内国法人で同項の内国法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合</p>
<p>各連結事業年度において生じた当該内国法人の連結欠損金個別帰属額（第八十一条の九第六項（連結欠損金の繰越し）に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この項及び次項において同じ。）が</p>	<p>各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた当該内国法人の個別欠損金額（この項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを除く。）又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項の規定により当該内国法人の各事業年度において生じた個別欠損金額とみなされるもの（以下この項において「みなし個別欠損金額」という。）があるときは、当該翌日の属する事業年度又は当該適格合併の日の属する事業年度若しくは当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度以後の各事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）におけ</p>

<p>法人税法第五十七 七条第七項</p>		
<p>各連結事業年度にお いて生じた連結欠損 金個別帰属額を同項</p>	<p>該内国法人の 開始の日の属する当 生じた連結事業年度 欠損金個別帰属額が 帰属額は、当該連結 当該連結欠損金個別</p>	<p>あるときは、当該翌 日の属する事業年度 以後の各事業年度に おける第一項</p>
<p>各事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）に係る 連結確定申告書を青色申告書である確定申告書</p>	<p>当該内国法人の個別欠損金額は当該内国法人の個別欠損金額 が生じた事業年度において生じた欠損金額とみなし、当該み なし個別欠損金額は当該みなし個別欠損金額が生じたものと みなされる</p>	<p>る同条第一項の規定により読み替えられた第一項</p>

	<p>に規定する前九年内 事業年度において生 じた欠損金額と、連 結確定申告書を青色 申告書である確定申 告書と、当該連結欠 損金個別帰属額が生 じた連結事業年度を 当該被合併法人又は 他の内国法人の事業 年度</p>
<p>同項及び第三項 れた第二項及び第三項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら</p>

<p>法人税法第五十 七条第十項</p>	<p>第一項の規定は</p> <p>第二項又は第六項</p> <p>第一項の規定を</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は</p> <p>同条第一項の規定により読み替えられた第二項又は第六項</p> <p>同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を</p>
<p>法人税法第五十 七条第十一項</p>	<p>同項ただし書の規定</p> <p>生じた欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定</p> <p>生じた欠損金額等</p>
<p>七条の二第一項</p>	<p>前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項</p>

内国法人のうち各連

結事業年度の連結所

得に対する法人税を

課される最終の連結

事業年度終了の日に

おいて第八十一条の

十第一項（特定株主

等によつて支配され

た欠損等連結法人の

連結欠損金の繰越し

の不適用）に規定す

る欠損等連結法人（

以下この条において

以下この条において

<p>法人税法第五十七條の二第二項</p>	
<p>該当日（第八十一條の十第一項に規定する該当日を含む。）</p>	<p>「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において 当該欠損等連結法人にあつては、政令で定める日。以下この項及び次項第一号 前条第一項</p>
<p>該当日</p>	<p>以下この項及び次項第一号 同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項</p>

	<p>法人税法第五十 七条の二第二項 第一号</p>
<p>欠損金額又は連結欠 損金個別帰属額（前 条第六項に規定する 連結欠損金個別帰属 額をいう。以下この 条において同じ。）</p>	<p>事業年度又は連結事 業年度以前の各事業 年度又は各連結事業 年度において生じた 欠損金額又は連結欠 損金個別帰属額</p>
<p>欠損金額等</p>	<p>事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等</p> <p>適用事業年度又は適 用事業年度開始の日</p>

<p>用連結事業年度（第八十一条の十第一項に規定する適用連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）開始の日</p>	<p>欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち、これらの生じた事業年度又は連結事業年度開始の日が当該適用連結事業年度</p>
	<p>欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該適用事業年度</p>

	前条第二項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第二項
法人税法第五十七條の二第二項 第二号	欠損金額 同項	欠損金額等 地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項
法人税法第五十七條の二第三項	事業年度又は連結事業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金額 損金個別帰属額	事業年度以前の各事業年度において生じた欠損金額等
	欠損金額又は連結欠損金個別帰属額のうち 損金個別帰属額のうち	欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度

<p>法人税法第五十 七条の二第五項</p>	
<p>業年度又は適用連結 等連結法人の適用事 業年度又は適用連結</p>	<p>ち、これらの生じた 事業年度又は連結事 業年度開始の日が当 該欠損等法人の適用 事業年度又は適用連 結事業年度</p>
<p>損金額等</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた前条第二項</p> <p>欠損等法人</p> <p>欠損等法人又は欠損 等連結法人の適用事 業年度前各事業年度において生じた欠</p>

	<p>事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額</p>	<p>法人税法第五十八條第一項</p>	<p>同條第二項</p>		<p>(第五十七條第一項)</p>		<p>次條第二項</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた前條第二項</p>	<p>(地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた第五十七條第一項)</p>	<p>同令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた次條第二項</p>	<p>生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する</p>
	<p>事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額</p>	<p>法人税法第五十八條第一項</p>	<p>同條第二項</p>		<p>(第五十七條第一項)</p>		<p>次條第二項</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた前條第二項</p>	<p>(地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた第五十七條第一項)</p>	<p>同令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた次條第二項</p>	<p>生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する</p>

	又は第五十七条第一項	又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
法人税法第五十 八条第二項	(この項 次項又は第四項	(この項又は地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられたこの項 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた次項
	前項の規定により 損金の額	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項の規定により 損金の額又は個別帰属損金額
法人税法第五十 八条第三項	前項の規定の適用 次条第一項	同条第一項の規定により読み替えられた前項の規定の適用 地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた次条第一項
	第一項の規定	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項

		の規定
法人税法第五十 八条第五項	第一項の規定は	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項の規定は
	第二項の規定	同条第一項の規定により読み替えられた第二項の規定
	第一項の規定を	同条第一項の規定により読み替えられた第一項の規定を
法人税法第五十 八条第六項	同項ただし書の規定	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定
法人税法第五十 九条第一項	連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該	個別欠損金額

	<p>連結事業年度に連結 欠損金額が生じた場 合には、当該連結欠 損金額のうち当該内 国法人に帰せられる 金額を加算した金額)</p>
<p>法人税法第五十 九条第二項</p>	<p>連結事業年度におい て生じた第八十一条 の十八第一項に規定 する個別欠損金額（ 当該連結事業年度に 連結欠損金額が生じ た場合には、当該連</p>
	<p>個別欠損金額</p>

	<p>結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)</p> <p>第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五十七条第一項</p>
<p>法人税法第五十条 九条第三項</p>	<p>前二項</p> <p>連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前二項</p> <p>個別欠損金額</p>

	<p>連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる金額を加算した金額)</p>	
<p>法人税法第五十九条第四項</p>	<p>前三項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前三項</p>
<p>法人税法施行令第一百十二条第一項</p>	<p>欠損金額（同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む</p>	<p>欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七</p>

<p>法人税法施行令 項第一号 第一百二十二条第一</p>			
<p>同項の規定により当</p>	<p>欠損金額</p>	<p>欠損金額に 法第五十七条第二項</p>	<p>、同条第四項、第五 項又は第九項の規定 によりないものとき れたものを除く</p>
<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金額</p>	<p>欠損金額等に 地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第二項</p>	<p>十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下 この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項又は第二 項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定に より当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含 む。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定に より読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項の規 定によりないものとされたものを除く。以下この目において 同じ</p>

<p>第百十二条第一 項第二号</p>	<p>該被合併法人等とな る内国法人の欠損金 額</p>	<p>れた法第五十七条第六項の規定により当該被合併法人等とな る内国法人の欠損金額又は個別欠損金額</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第二 項</p>	<p>同条第二項に規定す る未処理欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第五 項第一号</p>	<p>欠損金額（法第五十 七条第一項の規定の 適用があるものに限 るものとし、同条第 二項又は第六項の規 定により当該被合併 法人等の欠損金額と</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第 一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第 一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条 の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十 七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個 別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第一項又 は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若</p>

	<p>みなされたもの及び 同条第四項、第五項 又は第九項</p>	<p>しくは第五項</p>
<p>法人税法施行令 第一百十二条第五 項第二号</p>	<p>欠損金額 法第五十七条第一項</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金額 地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第一項</p>
	<p>損金の額 法第五十七条第四項 、第五項又は第九項</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に 規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。） 同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項若しくは第五項</p>
<p>法人税法施行令 第一百十二条第八 項</p>	<p>第五項の規定</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた第五項の規定</p>
	<p>第五項中</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第五項</p>

	<p>同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたもの、同条第六項の規定により当該内国法人</p>	<p>中</p> <p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人</p>
<p>法人税法施行令</p>	<p>法第五十九条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら</p>

<p>第百十二条第九項</p> <p>法人税法施行令 第百十二条第九項第一号イ</p>	<p>から第三項まで</p>	<p>れた法第五十九条第一項から第三項まで</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第九項第一号イ</p>	<p>法第五十九条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第九項第一号イ(1)</p>	<p>法第五十七条第一項 ただし書</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項ただし書</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第九項第一号イ(2)</p>	<p>法第五十八条第一項 ただし書</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項ただし書</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第九項</p>	<p>法第五十九条第二項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項</p>

<p>項第一号ロ</p>	<p>第一百十七条の二第一号</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第一百十七条の二第一号</p>
<p>法人税法施行令 第一百十二条第九 項第一号ハ</p>	<p>法第五十九条第二項 又は第三項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項又は第三項</p>
<p>法人税法施行令 第一百十二条第九 項第二号</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>
<p>法人税法施行令 第一百十二条第九 項第三号</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>
<p>法人税法施行令</p>	<p>法第五十七条第六項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら</p>

<p>第百十二条第十 項</p>	<p>連結欠損金個別帰属 額（同項に規定する 連結欠損金個別帰属 額</p>	<p>れた法第五十七条第六項 個別欠損金額（同項に規定する個別欠損金額</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第十 四項</p>	<p>法第五十七条第二項 に規定する未処理欠 損金額又は 法第五十七条第二項 に規定する未処理欠 損金額については</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は 同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五 十七条第二項に規定する未処理欠損金額等については</p>

	法第五十七条第二項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項
法人税法施行令 第一百十二条第十 五項	同条第四項に規定す る欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等
法人税法施行令 第一百十三条第一 項	同条第三項各号に掲 げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等
法人税法施行令 第一百十三条第一 項第一号	支配関係前未処理欠 損金額 欠損金額（同条第一 項の規定の適用があ るものに限るものと	支配関係前未処理欠損金額等 欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第 一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第 一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条

<p>し、当該支配関係事業年度開始の時までに同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項</p>	<p>の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>
<p>損金の額</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p>
<p>法第五十七條第四項、第五項又は第九項</p>	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項</p>
<p>法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額等</p>

	額	
法人税法施行令 第百十三条第一	支配関係前未処理欠 損金額の合計額	支配関係前未処理欠損金額等の合計額
項第二号	法第五十七条第三項 第一号	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号
	欠損金額は	欠損金額等は
	当該支配関係前未処 理欠損金額	当該支配関係前未処理欠損金額等
法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号イ	支配関係前未処理欠 損金額がある	支配関係前未処理欠損金額等がある
	支配関係前未処理欠 損金額	支配関係前未処理欠損金額等

<p>法人税法施行令 第一百十三条第一 項第二号ロ</p>	<p>支配関係前未処理欠 損金額</p> <p>法第五十七条第一項</p> <p>損金の額</p> <p>同条第四項、第五項 又は第九項</p> <p>同項第一号に規定す る欠損金額</p> <p>法第五十七条第三項 第一号及び第二号に 掲げる欠損金額</p> <p>法第五十七条第三項</p>	<p>支配関係前未処理欠損金額等</p> <p>地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第一項</p> <p>損金の額又は個別帰属損金額</p> <p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項若しくは第五項</p> <p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた前条第五項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額</p> <p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五 十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等</p> <p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら</p>
<p>法人税法施行令</p>	<p>法第五十七条第三項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら</p>

<p>第百十三條第一 項第三号イ</p>	<p>第一号に掲げる欠損 金額</p>	<p>れた法第五十七條第三項第一号に掲げる欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三條第一 項第三号ロ</p>	<p>前条第五項第一号</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えら れた前条第五項第一号</p>
<p>法人税法施行令 第百十三條第二 項</p>	<p>前項の 前項各号</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えら れた前項の 号</p>
<p>前項</p>	<p>前項各号</p>	<p>同令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた前項各 号</p>
<p>同条第三項各号</p>	<p>同条第三項各号</p>	<p>同条第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項 各号</p>
<p>欠損金額</p>	<p>欠損金額</p>	<p>欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令</p>	<p>前三項</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えら</p>

第百十三條第四		れた前三項
項	同項各号に掲げる欠	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五
第百十三條第五	損金額	十七条第四項各号に掲げる欠損金額等
法人税法施行令	同条第三項各号	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら
第百十三條第五	係る同項各号	れた法第五十七条第三項各号
第百十三條第五	同条第五項第一号	係る地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替
第百十三條第五	同項各号に掲げる欠	えられた法第五十七条第三項各号
第百十三條第五	損金額	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第
第百十三條第五	前項において準用す	五項第一号
第百十三條第五	る第一項	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら
第百十三條第五		れた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等
第百十三條第五		同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項に
第百十三條第五		において準用する同条第一項の規定により読み替えられた第一

	<p>法人税法施行令 第五十七條第四項</p>	<p>項</p> <p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額等</p>
<p>項第一号</p>	<p>各号に掲げる欠損金額</p>	<p>欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>
<p>法人税法施行令 第一百十三條第五</p>	<p>欠損金額（同条第一項</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項又は第六項</p>
<p>項第二号</p>	<p>同条第二項又は第六項</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>
	<p>、同条第一項</p>	<p>、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>
	<p>損金の額</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p>
	<p>法第五十七條第四項 、第五項又は第九項</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項又は第五項</p>

<p>項第三号イ 第百十三号第五 項第三号イ</p>	<p>法人税法施行令 第百十三号第五 項第三号</p>	<p>支配関係前欠損金額</p>	<p>支配関係前欠損金額等</p>
<p>金額</p>	<p>掲げる欠損金額</p>	<p>同項第二号に掲げる 欠損金額</p>	<p>同項第二号に掲げる 欠損金額等</p>
<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七号第四項第一号に掲げる欠損金額等</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七号第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等</p>	<p>支配関係前欠損金額等</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七号第四項第一号に掲げる欠損金額等</p>

法人税法施行令 第一百十三条第五 項第三号ロ	同項第二号に掲げる 欠損金額 支配関係後欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等 支配関係後欠損金額等
法人税法施行令 第一百十三条第六 項	前項の 前項各号	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた前項の 同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前項各 号
法人税法施行令 第一百十三条の二 第九項	同項に規定する欠損 金額 欠損金額等	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた法第五十七条の二第一項に規定する欠損金額等 帳簿価額控除後欠損金額等
法人税法施行令	法第五十七条の二第	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら

<p>第百十三條の二 第二十一項</p>	<p>二項、 欠損金額に</p>	<p>れた法第五十七條の二第二項、 欠損金額等に</p>
<p>法人税法施行令 第百十三條の二 第二十一項第一 号</p>	<p>法第五十七條第二項 未処理欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項 未処理欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三條の二</p>	<p>法第五十七條の二第二項の 欠損金額又は連結欠損金個別帰属額 前条第一項</p>	<p>同令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條の二第二項の 欠損金額等 同令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十三條の二</p>	<p>法第五十七條第四項 に規定する欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十條の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項に規定する欠損金額等</p>

<p>第二十一項第二号</p>	<p>制限対象欠損金額</p> <p>法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額</p> <p>前条第四項</p>	<p>制限対象欠損金額等</p> <p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等</p> <p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第四項</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第三号</p>	<p>法第五十七条の二第三項</p> <p>未処理欠損金額</p> <p>欠損金額又は連結欠損金個別帰属額</p> <p>前条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第三項</p> <p>未処理欠損金額等</p> <p>欠損金額等</p> <p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第一項</p>

	<p>法人税法施行令 第五十七条の二第 五項</p>	<p>一 項</p> <p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第五項</p>
<p>号 第二十一項第四 第二十一項第四</p>	<p>欠損等法人又は欠損 等連結法人</p> <p>未処理欠損金額</p> <p>欠損金額又は連結欠 損金個別帰属額</p>	<p>欠損等法人</p> <p>未処理欠損金額等</p> <p>欠損金額等</p>
	<p>前条第一項</p>	<p>一 項</p> <p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた前条第</p>
<p>項 法人税法施行令 第一百十六条第二</p>	<p>法第五十八条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えら れた法第五十八条第一項</p>

<p>法人税法施行令 第百十六條の二 第一項</p>	<p>法第五十八條第二項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項</p>
<p>(同条第二項)</p>	<p>同条第三項又は第四項</p>	<p>(同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項 同条第三項</p>
<p>基因して同条第二項</p>	<p>基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八條第二項</p>	<p>法人税法施行令 第百十六條の二 第二項</p>
<p>第百十二条第二項(</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項(</p>	<p>第百十二条第二項中</p>
<p>二条第二項中</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二条第二項中</p>	<p>未処理欠損金額</p>
<p>法第五十七條第二項に規定する未処理欠損金額等</p>		

	<p>「未処理災害損失欠損金額」</p>	<p>「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額」</p>
<p>法人税法施行令 第一百十六条の二</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>
<p>第三項</p>	<p>欠損金額（同条第二項又は第六項</p>	<p>欠損金額及び個別欠損金額（同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項又は第六項</p>
	<p>生じた欠損金額</p>	<p>生じた欠損金額及び個別欠損金額</p>
	<p>同条第二項の規定</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項の規定</p>
	<p>同条第一項</p>	<p>同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項</p>
	<p>欠損金額に</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金額に</p>
	<p>生じた第五十七条第</p>	<p>生じた同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた</p>

	一 項	第五十七條第一項
法人税法施行令 第百十六條の二	第百十二條第九項の	）又は個別欠損金額に
法人税法施行令 第百十六條の三	第百十二條第九項中	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二條第九項の
法人税法施行令 第百十七條の二	法第五十九條第一項	同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第百十二條第九項中
法人税法施行令	同項に規定する個別 欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九條第二項（ 個別欠損金額
法人税法施行令	同項に規定する個別	地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九條第二項（ 個別欠損金額

<p>第百十七條の二 第一号</p>	<p>欠損金額</p>	
<p>法人税法施行令 第百十七條の二 第二号</p>	<p>法第五十七條第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十八條</p>	<p>法第五十九條第三項（</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九條第三項（</p>
<p>法人税法施行令 第百十八條第一 号</p>	<p>法第五十九條第三項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十九條第三項</p>
<p>号</p>	<p>同項に規定する個別 欠損金額</p>	<p>個別欠損金額</p>
<p>法人税法施行令 第百十八條第二</p>	<p>法第五十七條第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>

2 法第七十二条の二十三第一項本文の規定によつて連結申告法人の事業税の課税標準である各事業年度の所得を算定する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、これらの規定の例によるものとする。

法人税法第五十 七条第一項	欠損金額	個別欠損金額
この項	に算入された	<p>地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項又はこの項</p> <p>又は個別帰属損金額（第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）に算入された</p>

	<p>、損金の額</p> <p>第五十九条第二項</p> <p>第五十八条第一項</p>	<p>、個別帰属損金額</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十九条第二項</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十八条第一項</p> <p>個別帰属損金額に算入される</p>
<p>法人税法第五十七 七条第二項</p>	<p>欠損金額（当該被合併法人等が当該欠損金額（この項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされた</p>	<p>未処理欠損金額等（当該被合併法人等が欠損金額等（欠損金額（この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等欠損金額」という。）又は個別欠損金額（この項又は同令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこ</p>

<p>ものを含み、第四項、第五項又は第九項</p>	<p>の項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。以下この項において「被合併法人等個別欠損金額」という。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第四項若しくは第五項</p>
<p>次項及び第八項</p>	<p>以下この目</p>
<p>欠損金額に限るものとし、前項</p>	<p>欠損金額等（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項</p>
<p>損金の額</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p>
<p>除く。以下この項において「未処理欠損金額」という</p>	<p>除く。）をいう。以下この項において同じ</p>
<p>前項の規定の適用</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用</p>

<p>未処理欠損金額（当該</p>	<p>未処理欠損金額等（当該</p>
<p>当該未処理欠損金額</p>	<p>当該未処理欠損金額等</p>
<p>金額）</p>	<p>金額。以下この項において同じ。）（被合併法人等欠損金額に限る。）</p>
<p>未処理欠損金額にあつては</p>	<p>未処理欠損金額等（被合併法人等欠損金額に限る。）にあつては</p>
<p>生じた欠損金額とみなす</p>	<p>生じた欠損金額とみなし、当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）は、それぞれ当該未処理欠損金額等の生じた前九年内事業年度開始の日の属する当該内国法人の各事業年度（当該内国法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の当該前九年内事業年度において生じた未処理欠損金額</p>

<p>七条第三項第二</p> <p>法人税法第五十</p>		<p>号</p> <p>七条第三項第一</p>	<p>法人税法第五十</p>		<p>七条第三項</p>	<p>法人税法第五十</p>	
<p>欠損金額</p>	<p>損金の額</p>	<p>第一項</p>	<p>欠損金額</p>	<p>掲げる欠損金額</p>	<p>未処理欠損金額</p>	<p>前項に</p>	
<p>欠損金額等</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p>	<p>読み替えられた第一項</p> <p>地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により</p>	<p>欠損金額等</p>	<p>掲げる欠損金額等</p>	<p>未処理欠損金額等</p>	<p>れた前項に</p> <p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら</p>	<p>等（被合併法人等個別欠損金額に限る。）にあつては、当該</p> <p>合併等事業年度の前事業年度）において生じた個別欠損金額</p> <p>とみなす</p>

号	法人税法第五十七 七条第四項	第一項の規定の適用	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定の適用
<p>同項に規定する欠損金額（第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含み、この項、次項又は第九項の規定によりないものときを除く。以下この項及び次項に</p>	<p>欠損金額等</p>		

	<p>おいて同じ。)</p>	<p>掲げる欠損金額等</p>
<p>法人税法第五十 七条第四項第一 号</p>	<p>欠損金額（第一項 損金の額</p>	<p>欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた第一項 損金の額又は個別帰属損金額</p>
<p>法人税法第五十 七条第四項第二 号</p>	<p>欠損金額</p>	<p>欠損金額等</p>
<p>法人税法第五十 七条第五項</p>	<p>第五十九条第一項 第一項の規定</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十九条第一項 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項 の規定</p>
<p>法人税法第五十</p>	<p>第一項の規定は</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら</p>

<p>七条第十項</p>	<p>七条第十項</p>	<p>欠損金額（第二項又は第六項</p>	<p>生じた欠損金額</p>	<p>れた第一項の規定は</p>	<p>生じた個別欠損金額等</p>
<p>法人税法第五十</p>	<p>第一項の規定を</p>	<p>個別欠損金額（同条第二項の規定により読み替えられた第二項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定</p>	<p>第二項の合併等事業</p>	<p>第二項の合併等事業</p>
<p>七条第十一項</p>	<p>同項ただし書の規定</p>	<p>同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を</p>	<p>第二項の合併等事業年度</p>	<p>内国法人の欠損金額</p>	<p>第一項の規定を</p>
<p>法人税法第五十</p>	<p>同項ただし書の規定</p>	<p>同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を</p>	<p>第二項の合併等事業年度又は第六項の最終の連結事業年度終了の日の翌日の属する事業年度</p>	<p>内国法人の個別欠損金額</p>	<p>同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を</p>

七条の二第一項

<p>前条第二項又は第六項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされたものを含むものとし、同条第一項</p>	<p>個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）又は欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項の規定により当該内国法人の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項</p>
<p>内国法人のうち各連結事業年度の連結所得に対する法人税を課される最終の連結事業年度終了の日に おいて第八十一条の</p>	<p>以下この条において</p>

<p>十第一項（特定株主等によつて支配された欠損等連結法人の連結欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等連結法人（以下この条において「欠損等連結法人」という。）であつたものを含む。以下この条において</p>	<p>当該欠損等連結法人にあつては、政令で</p>
	<p>以下この項及び次項第一号</p>

	<p>定める日。以下この項及び次項第一号</p> <p>前条第一項</p>	
<p>法人税法第五十七條の二第二項</p>	<p>該当日（第八十一條の十第一項に規定する該当日を含む。）</p> <p>欠損金額又は連結欠損金個別帰属額（前条第六項に規定する連結欠損金個別帰属額をいう。以下この条において同じ。）</p>	<p>該当日</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項</p>
		<p>個別欠損金額等</p>

法人税法第五十
七条の二第二項
第一号

<p>事業年度又は連結事 業年度以前の各事業 年度又は各連結事業 年度において生じた 欠損金額又は連結欠 損金個別帰属額</p>	<p>事業年度以前の各事業年度において生じた個別欠損金額等</p>
<p>適用事業年度又は適 用連結事業年度（第 八十一条の十第一項 に規定する適用連結 事業年度をいう。以 下この条において同 じ。）開始の日</p>	<p>適用事業年度開始の日</p>

七条の二第三項

<p>業年度以前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金額個別帰属額</p>	
<p>業年度又は連結事業年度又は適用連結事業年度</p>	<p>個別欠損金額等のうち、これらの生じた事業年度開始の日が当該欠損等法人の適用事業年度</p>

	<p>同条第二項、第三項及び第七項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第二項及び第三項</p>
<p>法人税法第五十七條の二第五項</p>	<p>欠損等法人若しくは欠損等連結法人</p>	<p>欠損等法人</p>
<p>欠損等法人又は欠損等連結法人の適用事業年度又は適用連結事業年度前の各事業年度又は各連結事業年度において生じた欠損金額又は連結欠損金個別帰属額</p>	<p>欠損等法人の適用事業年度前の各事業年度において生じた個別欠損金額等</p>	
<p>同条第二項、第三項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら</p>	

	及び第七項	れた前条第二項及び第三項
法人税法第五十 八条第一項	(第五十七条第一項	(地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
	損金の額	個別帰属損金額
	次条第二項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた次条第二項
	生じた欠損金額に相当する	生じた欠損金額又は個別欠損金額に相当する
	又は第五十七条第一項	又は同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五十七条第一項
法人税法第五十 八条第二項	(この項	(この項又は地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられたこの項
	次項又は第四項	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら

法人税法第五十 八条第五項		第一項の規定は	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定は
第二項の規定	同条第二項の規定により読み替えられた第二項の規定	第一項の規定	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定
第一項の規定を	同条第二項の規定により読み替えられた第一項の規定を	次条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた次条第一項
法人税法第五十 八条第三項		第一項の規定	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項の規定
前項の規定の適用	同条第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用	損金の額	損金の額又は個別帰属損金額
前項の規定により	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた前項の規定により	前項の規定の適用	同条第二項の規定により読み替えられた前項の規定の適用
損金の額	損金の額又は個別帰属損金額	れた次項	れた次項

<p>法人税法第五十 八条第六項</p>	<p>同項ただし書の規定</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一項ただし書の規定</p>
<p>法人税法第五十 九条第一項</p>	<p>連結事業年度において生じた第八十一条の十八第一項（連結法人税の個別帰属額の計算）に規定する個別欠損金額（当該連結事業年度に連結欠損金額が生じた場合には、当該連結欠損金額のうち当該内国法人に帰せられる</p>	<p>個別欠損金額</p>

	金額を加算した金額)	
<p>法人税法第五十 九条第二項</p>	<p>連結事業年度におい て生じた第八十一条 の十八第一項に規定 する個別欠損金額（ 当該連結事業年度に 連結欠損金額が生じ た場合には、当該連 結欠損金額のうち当 該内国法人に帰せら れる金額を加算した 金額）</p>	<p>個別欠損金額</p>
第五十七条第一項		<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら</p>

	<p>法人税法第五十 九条第三項</p>	<p>前二項</p>	<p>れた第五十七条第一項 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた前二項</p>
<p>連結事業年度におい て生じた第八十一条 の十八第一項に規定 する個別欠損金額（ 当該連結事業年度に 連結欠損金額が生じ た場合には、当該連 結欠損金額のうち当 該内国法人に帰せら れる金額を加算した</p>	<p>個別欠損金額</p>		

	金額)	
法人税法第五十 九条第四項	前三項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項
法人税法施行令 第一百十二条第一 項	欠損金額（同条第二 項又は第六項の規定 により当該被合併法 人等の欠損金額とみ なされたものを含み 、同条第四項、第五 項又は第九項の規定 によりないものとさ れたものを除く	欠損金額等（欠損金額（地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含む。）又は個別欠損金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の二十三第三項に規定する個別欠損金額をいう。以下この目において同じ。）（同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等の個別欠損金額とみなされたものを含む。）をいい、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定に

	欠損金額に	より読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項の規定によりないものとされたものを除く。以下この目において同じ
法人税法施行令 第一百十二条第一 項第一号	法第五十七条第二項 欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項 欠損金額又は個別欠損金額
法人税法施行令 第一百十二条第二 項	同条第二項に規定す る未処理欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等
法人税法施行令 第一百十二条第五 項第一号	欠損金額（法第五十 七条第一項の規定の 適用があるものに限	欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条

	<p>るものとし、同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等の欠損金額とみなされたもの及び同条第四項、第五項又は第九項</p>	<p>の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個別欠損金額とみなされたもの及び同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項</p>	
<p>法人税法施行令 第一百二十二條第五 項第二号</p>	<p>欠損金額 法第五十七條第一項</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金額 地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>	
<p>損金の額</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額（法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額をいう。以下この目において同じ。）</p>	<p>法第五十七條第四項</p>	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えら</p>

	、第五項又は第九項	れた法第五十七条第四項若しくは第五項
法人税法施行令 第百十二条第八	第五項の規定	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項の規定
項	第五項中	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第五項中
	同条第二項又は第六項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同条第二項の規定により当該内国法人の欠損金額とみなされた	同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該被合併法人等」とあるのは「当該適格組織再編成等の前に同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項の規定により当該内国法人

	もの、同条第六項の規定により当該内国法人	
法人税法施行令 第百十二条第九 項	法第五十九条第一項 から第三項まで	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項から第三項まで
法人税法施行令 第百十二条第九 項第一号イ	法第五十九条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項
法人税法施行令 第百十二条第九 項第一号イ(1)	法第五十七条第一項 ただし書	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項ただし書
法人税法施行令	法第五十八条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら

<p>第百十二条第九 項第一号イ(2)</p>	<p>ただし書</p>	<p>れた法第五十八条第一項ただし書</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第九 項第一号ロ</p>	<p>法第五十九条第二項 第百十七条の二第一 号</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十七号 七条の二第一号</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第九 項第一号ハ</p>	<p>法第五十九条第二項 又は第三項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項又は第三項</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第九 項第二号</p>	<p>法第五十七条第一項 法第五十八条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八号 十八号第一項</p>

<p>法人税法施行令 第百十二条第九 項第三号</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第十 四項</p>	<p>法第五十七条第二項 に規定する未処理欠 損金額又は</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等又は</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第十</p>	<p>法第五十七条第二項 に規定する未処理欠 損金額については 法第五十七条第二項</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項</p>
<p>法人税法施行令 第百十二条第十</p>	<p>同条第四項に規定す る欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項に規定する欠損金額等</p>

五項	法人税法施行令 第一百十三条第一 項	同条第三項各号に掲 げる欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額等
法人税法施行令 第一百十三条第一 項第一号	支配関係前未処理欠 損金額	支配関係前未処理欠損金額等	欠損金額（同条第一 項の規定の適用があ るものに限るものと し、当該支配関係事 業年度開始の時まで に同条第二項又は第 六項の規定により当 欠損金額又は個別欠損金額（地方税法施行令第二十条の三第 一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第 一項の規定の適用があるものに限るものとし、同令第二十条 の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十 七条第二項の規定により当該被合併法人等の欠損金額又は個 別欠損金額とみなされたものを含み、同令第二十条の三第一 項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一

<p>該被合併法人等の欠損金額とみなされたものを含み、同条第一項</p>	<p>損金の額</p>	<p>法第五十七条第四項、第五項又は第九項</p>	<p>法第五十七条第三項各号に掲げる欠損金額</p>	<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号</p>
<p>損金の額又は個別帰属損金額</p>	<p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項若しくは第五項</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第三項各号に掲げる欠損金額等</p>	<p>支配関係前未処理欠損金額等の合計額</p>	<p>法第五十七条第三項</p>
			<p>支配関係前未処理欠損金額等の合計額</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら</p>

<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号イ</p>	<p>支配関係前未処理欠 損金額</p>	<p>支配関係前未処理欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第二号ロ</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第一項又は第二項の規定により 読み替えられた法第五十七条第一項</p>
<p>第一号 欠損金額は 当該支配関係前未処 理欠損金額 支配関係前未処理欠 損金額がある</p>	<p>れた法第五十七条第三項第一号 欠損金額等は 当該支配関係前未処理欠損金額等 支配関係前未処理欠損金額等がある</p>	

	<p>損金の額</p> <p>同条第四項、第五項 又は第九項</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p> <p>同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項若しくは第五項</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第三号</p>	<p>同項第一号に規定する欠損金額</p> <p>法第五十七条第三項 第一号及び第二号に掲げる欠損金額</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号に規定する欠損金額又は個別欠損金額</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号及び第二号に掲げる欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第一 項第三号イ</p>	<p>法第五十七条第三項 第一号に掲げる欠損 金額</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項第一号に掲げる欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条第一</p>	<p>前条第五項第一号</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第五項第一号</p>

		項第三号ロ		法人税法施行令 第百十三条第二 項		前項の			
		前項各号		同条第三項各号		前項各号		同条第三項各号	
		地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項の		同条第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第三項各号		同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各号		同条第三項各号	
		地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項		欠損金額等		前三項		同条第三項各号	
		同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項各号に掲げる欠損金額等		欠損金額等		同項各号に掲げる欠損金額		同条第三項各号	
		地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前三項		欠損金額等		同項各号に掲げる欠損金額		同条第三項各号	

<p>法人税法施行令 第一百十三条第五 項第一号</p>		<p>法人税法施行令 第一百十三条第五 項</p>		
<p>額</p> <p>各号に掲げる欠損金</p>	<p>法第五十七条第四項</p>	<p>同項各号に掲げる欠 損金額</p> <p>前項において準用す る第一項</p>	<p>同条第五項第一号</p>	<p>係る同項各号</p>
<p>れた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項各号に掲げる欠損金額等</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項に おいて準用する同条第二項の規定により読み替えられた第一 項</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第 五項第一号</p>	<p>れた法第五十七条第三項各号</p> <p>係る地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替 えられた法第五十七条第三項各号</p>

法人税法施行令

第百十三条第五

項第二号

<p>欠損金額（同条第一項</p>	<p>欠損金額等（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>
<p>同条第二項又は第六項</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第二項</p>
<p>、同条第一項</p>	<p>、同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項</p>
<p>損金の額</p>	<p>損金の額又は個別帰属損金額</p>
<p>法第五十七條第四項、第五項又は第九項</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項又は第五項</p>
<p>支配関係前欠損金額</p>	<p>支配関係前欠損金額等</p>
<p>法第五十七條第四項第一号に掲げる欠損金額</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第四項第一号に掲げる欠損金額等</p>

	同項第二号に掲げる 欠損金額	同項第二号に掲げる欠損金額等
法人税法施行令 第一百十三条第五 項第三号	支配関係前欠損金額 法第五十七条第四項 第一号及び第二号に 掲げる欠損金額	支配関係前欠損金額等 地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項第一号及び第二号に掲げる欠損金額 等
法人税法施行令 第一百十三条第五 項第三号イ	法第五十七条第四項 第一号に掲げる欠損 金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項第一号に掲げる欠損金額等
法人税法施行令 第一百十三条第五 項第三号ロ	同項第二号に掲げる 欠損金額 支配関係後欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第四項第二号に掲げる欠損金額等 支配関係後欠損金額等
法人税法施行令	前項の	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら

<p>第百十三條第六 項</p>		<p>れた前項の 同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前項各 号</p>
<p>法人税法施行令 第百十三條の二 第九項</p>	<p>同項に規定する欠損 金額 欠損金額等</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七條の二第一項に規定する欠損金額等 帳簿価額控除後欠損金額等</p>
<p>法人税法施行令 第百十三條の二 第二十一項</p>	<p>法第五十七條の二第 二項、 欠損金額に</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七條の二第二項、 欠損金額等に</p>
<p>法人税法施行令 第百十三條の二</p>	<p>法第五十七條第二項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七條第二項</p>

<p>第二十一項第一号</p>	<p>未処理欠損金額</p> <p>法第五十七条の二第二項の</p> <p>欠損金額又は連結欠損金個別帰属額</p> <p>前条第一項</p>	<p>未処理欠損金額等</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の</p> <p>欠損金額等</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第二号</p>	<p>法第五十七条第四項に規定する欠損金額</p> <p>制限対象欠損金額</p> <p>法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第四項に規定する欠損金額等</p> <p>制限対象欠損金額等</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条の二第二項の規定の適用がある同項第二号に掲げる欠損金額等</p>

	<p>げる欠損金額</p> <p>前条第四項</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第 四項</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第三 号</p>	<p>法第五十七条の二第 三項</p> <p>未処理欠損金額</p> <p>欠損金額又は連結欠 損金個別帰属額</p> <p>前条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条の二第三項</p> <p>未処理欠損金額等</p> <p>欠損金額等</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第 一項</p>
<p>法人税法施行令 第百十三条の二 第二十一項第四</p>	<p>法第五十七条の二第 五項</p> <p>欠損等法人又は欠損</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条の二第五項</p> <p>欠損等法人</p>

号	等連結法人					
法人税法施行令 第一百十六条第二 項	法第五十八条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第一項	前条第一項	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた前条第一項	未処理欠損金額 欠損金額又は連結欠 損金個別帰属額	未処理欠損金額等 欠損金額等
法人税法施行令 第一百十六条の二	法第五十八条第二項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項	(同条第二項	(同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項		
第一項						

	<p>同条第三項又は第四項</p>	<p>同条第三項</p>
<p>法人税法施行令 第百十六条の二</p>	<p>第百十二条第二項（</p>	<p>基因して同令第二十条の三第一項又は第二項の規定により読み替えられた法第五十八条第二項</p>
<p>第二項</p>	<p>第百十二条第二項中</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第百十二条第二項中</p>
	<p>未処理欠損金額</p>	<p>法第五十七条第二項に規定する未処理欠損金額等</p>
	<p>「未処理災害損失欠損金額</p>	<p>「法第五十八条第二項に規定する未処理災害損失欠損金額</p>
<p>法人税法施行令 第百十六条の二</p>	<p>法第五十七条第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項</p>

<p>第三項</p>	<p>欠損金額（同条第二項又は第六項</p>	<p>個別欠損金額（同令第二十条の三第二項の規定により読み替</p>
	<p>生じた欠損金額</p>	<p>生じた個別欠損金額</p>
<p>同条第二項の規定</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五</p>	
<p>同条第一項</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五</p>	
<p>欠損金額に</p>	<p>欠損金額又は個別欠損金額に</p>	
<p>生じた第五十七条第</p>	<p>生じた同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた</p>	
<p>一項</p>	<p>第五十七条第一項</p>	
<p>）に</p>	<p>）又は個別欠損金額に</p>	
<p>法人税法施行令 第百十六條の二</p>	<p>第百十二条第九項の</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた第百十二条第九項の</p>

第四項	第一百二十二条第九項中	同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百十二条第九項中
法人税法施行令 第一百十六条の三	法第五十九条第一項 同項に規定する個別 欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第一項 個別欠損金額
法人税法施行令 第一百十七条の二	法第五十九条第二項（ 同項に規定する個別 欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項（ 個別欠損金額
法人税法施行令 第一百十七条の二 第一号	法第五十七条第一項	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項

第二号	法人税法施行令 第一百十八条	法人税法施行令 第一百十八条第一 号		法人税法施行令 第一百十八条第二 号	法人税法施行令 第一百五十五条の 二第一項
	法第五十九条第三項（	法第五十九条第三項	同項に規定する個別 欠損金額	法第五十七条第一項	（法第五十九条第二 項
	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十九条第三項（	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十九条第三項	個別欠損金額	地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えら れた法第五十七条第一項	（地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替え られた法第五十九条第二項

<p>法人税法施行令 第五十五条の 二第一項第一号</p>	<p>法第五十九条第二項 に規定する</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する</p>
<p>イ 法人税法施行令 第五十五条の 二第一項第一号</p>	<p>第一百七条の二第一 号</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第一百七条の二第一号</p>
<p>法人税法施行令 第五十五条の 二第一項第一号 ロ</p>	<p>法第八十一条の九第 一項（連結欠損金の 繰越し）の規定によ り連結事業年度の連 結所得の金額の計算 上損金の額に算入さ</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七条第一項又は第五十八条第一項の規定により事業年度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額</p>

	<p>れる連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額</p>	
<p>法人税法施行令 第百五十五条の 二第一項第二号</p>	<p>法第五十九条第二項に規定する</p> <p>法第八十一条の九第一項</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第二項に規定する</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項及び第五十八條第一項</p>
<p>法人税法施行令 第百五十五条の 二第二項</p>	<p>法第五十九条第三項に係る</p> <p>法第八十一条の九第一項の規定により当</p>	<p>地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項に係る</p> <p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十七條第一項又は第五十八條第一項の規定により当該事業年</p>

	<p>該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額</p>	<p>度の所得の計算上法第八十一条の十八第一項に規定する個別帰属損金額に算入される個別欠損金額又は欠損金額</p>
	<p>法第五十九条第三項及び</p>	<p>同令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた法第五十九条第三項及び</p>

第二十条の三第三項中「七年」を「九年」に、「次項」を「前項」に改め、同条第四項中「第百十二条第十項から第十二項まで」を「第百十二条第十項から第十三項まで」に改める。

第二十一条第一項中「七年」を「九年」に改める。

第二十一条の四を削り、第二十一条の五を第二十一条の四とし、第二十一条の六から第二十一条の八までを一条ずつ繰り上げる。

第二十一条の九第一項中「第二十一条の五」を「第二十一条の四」に改め、同条を第二十一条の八とする。
第二十四条の六第一項中「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削り、同条第二項第一号中「、第四十二条の五の二第五項」、「、第四十二条の七第七項」、「、第六十八条の十の二第五項」及び「、第六十八条の十二第七項」を削る。

第二十四条の七第一項中「、第四十二条の五の二第五項」及び「、第四十二条の七第七項」を削る。

第三十二条の二第一項第一号中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第三十二条の三第一項第一号中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第三十五条を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十五条の三を第三十五条の二とし、同条の次に次の二条を加える。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十五条の二の二 法第七十二条の四十九の五第一項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条に

において「総務省指定職員」という。）は、法第七十二条の四十九の五第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 総務省指定職員は、法第七十二条の四十九の五第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項）

第三十五条の三 法第七十二条の四十九の六第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査（法第七十二条の四十九の六第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。）の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する

者の氏名)

三 法第七十二条の四十九の六第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四 法第七十二条の四十九の六第三項の規定の趣旨

2 法第七十二条の四十九の六第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならぬこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第三十五条の三の三から第三十五条の三の六までの規定中「第七十二条の四十九の八第八項」を「第七十二条の四十九の第十二第八項」に改める。

第三十五条の三の七中「第七十二条の四十九の八第九項」を「第七十二条の四十九の第十二第九項」に改める。

第三十五条の三の八中「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の第十二第二項」に改め

る。

第三十五条の三の九中「第七十二条の四十九の九」を「第七十二条の四十九の十三」に改める。

第三十五条の三の十第一項中「第七十二条の四十九の九後段」を「第七十二条の四十九の十三後段」に改める。

第三十五条の三の十一中「第七十二条の四十九の十二第一項」を「第七十二条の四十九の十六第一項」に改める。

第二章第二節中第三十五条の四の次に次の二条を加える。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十五条の四の二 法第七十二条の六十三第一項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第七十二条の六十三第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 総務省指定職員は、法第七十二条の六十三第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知に係る通知事項)

第三十五条の四の三 法第七十二条の六十三の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査(法第七十二条の六十三の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。)の相手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名(総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名)

三 法第七十二条の六十三の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に關する事項

四 法第七十二条の六十三の二第三項の規定の趣旨

2 法第七十二条の六十三の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を

開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならぬこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第三十五条の七の三の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十五条の七の四 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の八十四第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十二条の八十四第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三十七条の十五の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十七条の十五の二 道府県の徴税吏員は、法第七十三条の八第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十三条の八第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
第三十九条の十の次に次の一条を加える。

（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第三十九条の十の二 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び

住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十四条の七第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第四十条を第四十条の二とし、第二章第六節中同条の前に次の一条を加える。

(徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第四十条 道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七十七条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第四十二条の四の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の自動車取得税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十二条の四の二 道府県の徴税吏員は、法第百十六条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第百十六条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第四十三条の十二の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十三条の十二の二 道府県の徴税吏員は、法第百四十四条の十一第五項の規定により物件を留め置く場

合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第四百四十四条の十一第五項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
第四百三条の十七の次に次の二条を加える。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十三条の十七の二 法第四百四十四条の三十八第一項に規定する総務省指定職員（以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。）は、法第四百四十四条の三十八第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 総務省指定職員は、法第四百四十四条の三十八第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知に係る通知事項)

第四十三条の十七の三 法第四百四十四条の三十八の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査(法第四百四十四条の三十八の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。

)の相手方である同項に規定する元売業者等の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名(総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名)

三 法第四百四十四条の三十八の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四 法第四百四十四条の三十八の二第三項の規定の趣旨

2 法第四百四十四条の三十八の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査

を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については軽油引取税の徴収について適正な運営を図るための調査である旨を、それぞれ通知するものとし、同項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第四十五条を第四十四条の二とし、第二章第八節中同条の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十四条の三 道府県の徴税吏員は、法第百五十五条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第百五十五条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第二章第九節中第四十五条の二の四を第四十五条の二の五とし、第四十五条の二の三を第四十五条の二の四とし、第四十五条の二の二の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十五条の二の三 道府県の徴税吏員は、法第二百六十四条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第二百六十四条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第二章第九節を同章第十一節とし、同章第八節を同章第九節とし、同節の次に次の一節を加える。

第十節 鉦区税

（徴税吏員の鉦区税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十五条 道府県の徴税吏員は、法第八十八条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならぬ。

2 道府県の徴税吏員は、法第八十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
第二章第七節の二を同章第八節とする。

第四十七条の四の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第四十七条の五 市町村の徴税吏員は、法第二百九十八条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこ

れを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第二百九十八条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第四十八条の九の二第八項中「（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。）」を削る。

第四十八条の十三第十三項第二号イ中「同令第四百四十二条の二の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して計算した金額。」を削り、同条第二十八項中「又は第四項に規定する申告書」を「第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書」に、「当該申告書」を「当該申告書又は更正請求書」に、「の記載があるものを提出した」を「記載した総務省令で定める書類の添付がある」に、「当該申告書を」を「当該申告書又は更正請求書を」に改め、「連続して」を削り、「金額に関する事項の記載」を「金額に関する事項を記載した総務省令で定める書類の添付」に改める。

第五十二条の十三の次に次の一条を加える。

(徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十二条の十三の二 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第三百五十三条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、法第三百五十三条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三章第二節中第五十二条の十五の次に次の二条を加える。

(道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十二条の十六 法第三百九十六条第一項に規定する道府県指定職員(以下この条において「道府県指定

職員」という。)又は同項に規定する総務省指定職員(以下この条及び次条において「総務省指定職員」という。)は、法第三百九十六条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県指定職員又は総務省指定職員は、法第三百九十六条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県指定職員又は総務省指定職員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

(総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知に係る通知事項)

第五十二条の十七 法第三百九十六条の二第一項第七号に規定する政令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 調査(法第三百九十六条の二第一項第一号に規定する調査をいう。以下この条において同じ。)の相

手方である同項に規定する納税義務者の氏名及び住所又は居所

二 調査を行う総務省指定職員の氏名（総務省指定職員が複数であるときは、総務省指定職員を代表する者の氏名）

三 法第三百九十六条の二第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に関する事項

四 法第三百九十六条の二第三項の規定の趣旨

2 法第三百九十六条の二第一項各号に掲げる事項のうち、同項第二号に掲げる事項については調査を開始する日時において同項に規定する質問検査等を行おうとする場所を、同項第三号に掲げる事項については法第三百八十八条第四項第二号の助言のための調査、法第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は法第四百二十二条の二第一項の指示のための調査である旨を、それぞれ通知するものとし、法第三百九十六条の二第一項第六号に掲げる事項については、同号に掲げる物件が地方税に関する法令の規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知するものとする。

第三章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 軽自動車税

(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十二条の十八 市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百五十条第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
第五十三条の二の次に次の一条を加える。

(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十三条の二の二 市町村の徴税吏員は、法第四百七十条第六項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住

所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第四百七十条第六項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三章第四節中第五十四条の前に次の一条を加える。

(徴税吏員の鉱産税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十三条の八 市町村の徴税吏員は、法第五百二十五条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第五百二十五条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十四条の三十二の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十四条の三十二の二 市町村の徴税吏員は、法第五百八十八条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第五百八十八条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十四条の五十九の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の市町村法定外普通税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十四条の五十九の二 市町村の徴税吏員は、法第六百七十四条第四項の規定により物件を留め置く場合

には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第六百七十四条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
第三章の二及び第三章の三を次のように改める。

第三章の二 狩猟税

(徴税吏員の狩猟税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十五条 道府県の徴税吏員は、法第七百条の五十九第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 道府県の徴税吏員は、法第七百条の五十九第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第三章の三 削除

第五十六条から第五十六条の十まで 削除

第五十六条の十三の二を第五十六条の十二とし、第三章の四中同条の前に次の一条を加える。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十六条の十一 市町村の徴税吏員は、法第七百一条の五第三項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 市町村の徴税吏員は、法第七百一条の五第三項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十六条の十三の三を第五十六条の十三とする。

第五十六条の四十九の次に次の一条を加える。

(徴税吏員の事業所税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十六条の四十九の二 指定都市等の徴税吏員は、法第七百一条の三十五第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 指定都市等の徴税吏員は、法第七百一条の三十五第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 指定都市等の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。

第五十六条の八十九の二第一項第一号中「次条第一号」を「第五十六条の八十九の四第一号」に改め、同項第二号、第四号、第六号、第八号及び第十号並びに同条第二項中「次条」を「第五十六条の八十九の四」

に改め、同条第三項第一号中「第五十六条の八十九の八第一項」を「第五十六条の八十九の九第一項」に改める。

第五十六条の八十九の十を第五十六条の八十九の十一とし、第五十六条の八十九の三から第五十六条の八十九の九までを一条ずつ繰り下げ、第五十六条の八十九の二の次に次の一条を加える。

（徴税吏員の水利地益税等に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等）

第五十六条の八十九の三 地方団体の徴税吏員は、法第七百七条第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 地方団体の徴税吏員は、法第七百七条第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 地方団体の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
第五十六条の九十二の次に次の一条を加える。

(徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る提出物件の留置き、返還等)

第五十六条の九十二の二 地方団体の徴税吏員は、法第七百三十三条の四第四項の規定により物件を留め置く場合には、当該物件の名称又は種類及びその数量、当該物件の提出年月日並びに当該物件を提出した者の氏名及び住所又は居所その他当該物件の留置きに関し必要な事項を記載した書面を作成し、当該物件を提出した者にこれを交付しなければならない。

2 地方団体の徴税吏員は、法第七百三十三条の四第四項の規定により留め置いた物件につき留め置く必要がなくなつたときは、遅滞なく、これを返還しなければならない。

3 地方団体の徴税吏員は、前項に規定する物件を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。第五十八条中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

附則第四条第十二項の表法第三十二条第八項の項を削り、同表法第三十二条第九項の項中「法第三十二条第九項」を「法第三十二条第八項及び第九項」に改め、同表第七条の十九第七項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「道府県民税に関する

申告書（」に、「含む」を「含む。」）に改め、同条第二十項の表法第三百十三条第八項の項を削り、同表法第三百十三条第九項の項中「法第三百十三条第九項」を「法第三百十三条第八項及び第九項」に改め、同表第四十八条の九の二第八項の項中欄中「を含む」を「による申告書」に改め、同項下欄中「及びその時までに提出された」を「による申告書（」に、「含む」を「含む。」）に改める。

附則第四条の二第十一項の表法第三十二条第八項の項を削り、同表法第三十二条第九項の項中「法第三十二条第九項」を「法第三十二条第八項及び第九項」に改め、同表第七条の十九第七項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書」に改め、同項下欄中「及びその時までに提出された」を「道府県民税に関する申告書（」に、「含む」を「含む。」）に改め、同条第十九項の表法第三百十三条第八項の項を削り、同表法第三百十三条第九項の項中「法第三百十三条第九項」を「法第三百十三条第八項及び第九項」に改め、同表第四十八条の九の二第八項の項中欄中「を含む」を「による申告書」に改め、同項下欄中「及びその時までに提出された」を「による申告書（」に、「含む」を「含む。」）に改める。

附則第五条の四中「とされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項又は」を「される同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第五項、経済社会の

構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項若しくは平成二十三年所得税法等改正法附則第五十八条の規定によりその例によることとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項又は「に改め、同条の表第八条の六第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の項及び第八条の六第二項の項中「第四十二条の十一第五項」の下に「、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第一百十四号。以下この項において「平成二十三年所得税法等改正法」という。）附則第五十五条の規定によりなお効力を有することとされる平成二十三年所得税法等改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の七第七項」を加える。

附則第十八条の五第十二項の表法第三十二条第八項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「道府県民税に関する申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同表第七条の十九第七項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「道府県民税に関する申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同条第二十六項の表法第三百十三條第八項の項中欄中「を含む」を「による申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「による申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同表第四十八条の九の二第八項の項中欄中「を含む」を「による申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「による申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改める。

附則第十八条の六第十六項の表法第三十二条第八項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「道府県民税に関する申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同表第七条の十九第七項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「道府県民税に関する申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同条第三十三項の表法第三百十三條第八項の項中欄中「を含む」を「による申告書」に改め

、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「による申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同表第四十八条の九の二第八項の項中欄中「を含む」を「による申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「による申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改める。

附則第十八条の七の二第八項の表法第三十二条第八項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「道府県民税に関する申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同表第七条の十九第七項の項中欄中「を含む」を「道府県民税に関する申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「道府県民税に関する申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同条第十七項の表法第三百十三条第八項の項中欄中「を含む」を「による申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「による申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改め、同表第四十八条の九の二第八項の項中欄中「を含む」を「による申告書」に改め、同項下欄中「及びその時まで提出された」を「による申告書（）」に、「含む」を「含む。」に改める。

附則第三十条第二項中「第七十二条の四十九の八第七項」を「第七十二条の四十九の十二第七項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の十九第七項及び第四十八条の九の二第八項の改正規定並びに附則第四条、第四条の二、第十八条の五、第十八条の六及び第十八条の七の二の改正規定並びに次条第一項及び附則第四条第一項の規定 平成二十四年一月一日

二 第八条の六、第八条の九、第八条の十第一項、第八条の十二から第九条まで、第九条の七第十二項第二号イ、第二十条の二の十一、第二十条の二の十七第一項、第二十条の三及び第二十一条第一項の改正規定、第二十一条の四を削り、第二十一条の五を第二十一条の四とし、第二十一条の六から第二十一条の八までを一条ずつ繰り上げる改正規定、第二十一条の九第一項の改正規定、同条を第二十一条の八とする改正規定並びに第二十四条の六、第二十四条の七第一項及び第四十八条の十三第十三項第二号イの改正規定並びに附則第五条の四の改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十四年四月一日

三 目次の改正規定、第七条の四の六の次に一条を加える改正規定、第二十条の二の改正規定、第三十五条を削り、第三十五条の二を第三十五条とし、第三十五条の三を第三十五条の二とし、同条の次に二条を加える改正規定、第三十五条の三の三から第三十五条の三の十一までの改正規定、第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、第三十五条の七の三の次に一条を加える改正規定、第三十七条の十五の次に一条を加える改正規定、第三十九条の十の次に一条を加える改正規定、第四十条を第四十条の二とし、同章第六節中同条の前に一条を加える改正規定、第四十二条の四の次に一条を加える改正規定、第四十三条の十二の次に一条を加える改正規定、第四十三条の十七の次に二条を加える改正規定、第四十五条を第四十四条の二とし、同章第八節中同条の次に一条を加える改正規定、同章第九節中第四十五条の二の四を第四十五条の二の五とし、第四十五条の二の三を第四十五条の二の四とし、第四十五条の二の二の次に一条を加える改正規定、同章第九節を同章第十一節とし、同章第八節を同章第九節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第七節の二を同章第八節とする改正規定、第四十七条の四の次に一条を加える改正規定、第五十二条の十三の次に一条を加える改正規定、第三章第二節中第五十二条の十五の次に二条を加える改正規定、同節の次に一節を加える改正規定、第五十三条の二の

次に一条を加える改正規定、同章第四節中第五十四条の前に一条を加える改正規定、第五十四条の三十二の次に一条を加える改正規定、第五十四条の五十九の次に一条を加える改正規定、第三章の二及び第三章の三の改正規定、第五十六条の十三の二を第五十六条の十二とし、第三章の四中同条の前に一条を加える改正規定、第五十六条の十三の三を第五十六条の十三とする改正規定、第五十六条の四十九の次に一条を加える改正規定、第五十六条の八十九の二の改正規定、第五十六条の八十九の十を第五十六条の八十九の十一とし、第五十六条の八十九の三から第五十六条の八十九の九までを一条ずつ繰り下げ、第五十六条の八十九の二の次に一条を加える改正規定、第五十六条の九十二の次に一条を加える改正規定並びに第五十八条の改正規定並びに附則第三十条第二項の改正規定 平成二十五年一月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下この条及び附則第四条において「新令」という。）

第七条の十九第七項並びに附則第四条第十二項、第四条の二第十一項、第十八条の五第十二項、第十八条の六第十六項及び第十八条の七の二第八項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新令第九条の七第二十七項の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）第一条の規定による改正後の地方税法（附則第四条第二項において「新法」という。）第五十三条第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 施行日から平成二十四年三月三十一日までの間におけるこの政令による改正前の地方税法施行令第二十条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項（これらの規定を第四項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第一項の規定により読み替えられた第二項及び第三項（これらの規定を同条第一項の規定により読み替えられた第四項」と、同令第百十三条の二第九項中」とあるのは「同令第百十三条の二第九項中」と、「同条第十六項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、同条第二十三項中」とあるのは「同条

第二十一項中」と、同条第二項中「同条第八項中「欠損金額」とあるのは「欠損金額等」と、「第二項及び第三項」とあるのは「地方税法施行令第二十条の三第二項の規定により読み替えられた第二項及び第三項」と、「第四項」とあるのは「同条第二項の規定により読み替えられた第四項」と、同令第一百三十二条の二第九項中」とあるのは「同令第一百三十二条の二第九項中」と、「同条第二十三項中」とあるのは「同条第二十一項中」とする。

(市町村民税に関する経過措置)

第四条 新令第四十八条の九の二第八項並びに附則第四条第二十項、第四条の二第十九項、第十八条の五第二十六項、第十八条の六第三十三項及び第十八条の七の二第十七項の規定は、平成二十四年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の十三第二十八項の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の八第一項又は第四項の規定による申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)

第五条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成十三年政令第四百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「七年」を「九年」に改める。

理由

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、提出物件の留置きに係る手続、調査の事前通知に係る通知事項等を定めるほか、所要の規定の整備を行う必要があるからである。